

別紙 取り扱う産業廃棄物の種類等について

「事業の範囲」の欄には、取り扱う産業廃棄物の種類、積替え保管の有無を記入していただきますが、産業廃棄物の種類については、限定がある場合、その旨を記載してください。

自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱いの有無を記載してください。

<取扱いの記載が必要な品目>

取扱いの内容	対象となる産業廃棄物の種類
自動車等破砕物	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
石綿含有産業廃棄物	紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類、燃え殻、汚泥、廃プラスチック類
水銀使用製品産業廃棄物	すべての品目
水銀含有ばいじん等	燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥、廃酸、廃アルカリ

（自動車等破砕物については別紙1を、石綿含有産業廃棄物については別紙2を、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等については別紙3をご参照ください。）

自動車等破砕物の取扱いについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正等の運用について（平成7年3月31日 衛産第41号）により、自動車等破砕物の処理に係る産業廃棄物処理業等の許可証の記載について通知されています。

これに伴い岐阜市では、自動車等破砕物を含む産業廃棄物の種類を以下のように定め、許可申請の際には申請書中に自動車等破砕物の取扱いの有無について明記することとしています。

許可申請をしていただく際には、申請する許可品目に関する自動車等破砕物の取扱いの有無についてご確認いただくとともに、下記品目すべてが許可品目とする場合にのみ品目ごとに「自動車等破砕物を除く。（又は含む。）」と明記してください。

1 対象となる産業廃棄物の種類

- ・ 廃プラスチック類
- ・ 金属くず
- ・ ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず

2 記載例

○産業廃棄物収集運搬業

- ・ 事業の範囲

廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）

上記3品目は、石綿含有産業廃棄物を除く。

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

石綿含有産業廃棄物の取扱いについて

平成18年7月26日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び同法施行規則が改正され、石綿含有産業廃棄物が規定されるとともに、その処理基準が定められ、石綿含有産業廃棄物を他のものと混合しないよう区別すること、熔融処理以外の中間処理が禁止されることとなっています。

これに伴い岐阜市では、石綿含有産業廃棄物を含む産業廃棄物の種類を以下のように定め、許可申請の際には申請書中に石綿含有産業廃棄物の取扱の有無について明記することとしています。

許可申請をしていただく際には、申請する許可品目に関する石綿含有産業廃棄物の取扱の有無についてご確認いただきますようお願いいたします。

また、熔融処理以外の中間処理にかかる許可申請において下記品目を許可品目とする場合は品目の後に「上記○品目は、石綿含有産業廃棄物を除く。」と明記してください。

1 対象となる産業廃棄物の種類

- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
- ・がれき類
- ・燃え殻
- ・汚泥
- ・廃プラスチック類

2 記載例

○産業廃棄物収集運搬業

- ・事業の範囲

木くず、繊維くず

上記2品目は、石綿含有産業廃棄物を除く。

がれき類

上記1品目は、石綿含有産業廃棄物を含む。

廃油、廃酸

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。

積替保管は行わない。

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱いについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成29年環境省令第10号）が平成29年6月9日に公布され、平成29年10月1日から施行され、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が新たに定義されるとともに、その処理基準が追加され、また、取り扱う場合には、産業廃棄物の種類に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含むことを許可証に明記することとなっています。

許可申請をしていただく際には、申請する許可品目に関する水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱いの有無についてご確認いただくとともに、その取扱いの有無について申請書に明記してください。

水銀使用製品産業廃棄物の対象品目のみを許可品目とする場合は品目の後に「上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。（又は含む。）」、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の対象品目を許可品目とする場合は品目の後に「上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。（又は含む。）」、水銀含有ばいじん等の対象品目のみを許可品目とする場合は品目の後に「上記品目は、水銀含有ばいじん等を除く。（又は含む。）」と明記してください。

1 対象となる産業廃棄物の種類

取扱いの内容	対象品目
水銀使用製品産業廃棄物	すべての品目
水銀含有ばいじん等	燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥、廃酸、廃アルカリ

2 記載例

○産業廃棄物収集運搬業

・事業の範囲

燃え殻

がれき類

上記2品目は、石綿含有産業廃棄物を除く。

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。

3 その他

平成29年10月1日以前から許可を取得している事業者で水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱いの有無について許可証に明記されていない事業者は、平成29年10月1日以降の最初の更新許可申請時にその取扱いの有無を明記して申請をしてください。

なお、許可更新を待たず、変更許可申請及び変更の届出に合わせて手続きを行うことで、許可証の書換えを行うことも可能です。

水銀廃棄物の取扱いの詳細については、岐阜市ホームページ「水銀を含む産業廃棄物の取扱い」をご参照ください。

<https://www.city.gifu.lg.jp/business/jigyougomi/1006064/1006069.html> ページ番号 1006069)